秋田市老朽危険空き家解体撤去補助金補助対象空き家認定申請書

年 月 日

(宛先) 秋田市長

※事務	局使	田棉	a
/•\ Ŧ*/#	ハリス	ノリチリク	刨

グサ	沙川	1文/円/開
	調了	至
年	月	日済
補助	対象	空き家
認定	•	不認定
(調	查資料	斗別添)

Н	⊢ ≓	=	12
Я	尸声	肎	白

, I , HH , C			
住所	〒 −		
フリカ゛ナ			
氏 名			
電話番号			

秋田市老朽危険空き家解体撤去補助金に係る補助対象空き家の認定を受けたいため、秋田市老朽危険空き家解体撤去補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、同要綱第4条に規定する補助対象者であること、この申請書および添付書類の記載 内容は事実に相違ないこと、記載内容等が事実と異なることが判明した場合は、申請を取り 下げることを誓約します。

1	補助対象者の要件 (裏面の備考欄参照)	該旨	á •	非該当	
2	老朽危険空き家の区分	特定空家	等 •	不良住宅	
3	老朽危険空き家の所在地				
4	所有者との続柄	□ 本人 □ 配偶: □ その他(者 口子	□ 孫	
5	未使用期間(空き家年数)	年	•	か月	
6	利用種別	住宅 ・ 併用住	宅 ()・その他()
7	老朽危険空き家の面積	延べ床面積		m^2	
		うち居住用面積		m²	

【添付書類】 チェック

(1)	位置図	
(2)	現況写真	
(3)	認定申請をしようとする老朽危険空き家およびその敷地の登記事項証明書 の写し又は固定資産税土地・家屋名寄帳兼課税台帳の写しもしくは固定資 産税納税通知書課税明細書の写し	
(4)	老朽危険空き家が特定空家等である場合は、当該特定空家等に係る助言・ 指導書の写し又は勧告書の写し	
(5)	委任状(認定申請者が認定申請の手続を他の者に委任する場合に限る。)	
(6)	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	

※裏面の備考欄を確認

|備考||秋田市老朽危険空き家解体撤去補助金交付要綱(抜粋)

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象空き家の解体および撤去のための工事(以下「解体撤去工事」という。)を 実施しようとする者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 特定空家等の所有者等として、市長から空家法第22条第1項の助言又は指導を受けている者又は同法同条第2項の勧告を受けている者
- (2) 登記事項証明書(未登記の場合は固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書)に記録されている者
- (3) 前2号に規定する者の相続人
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助対象空き家を管理するに相当すると市長が認める者
- 2 補助対象者は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。
- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 補助対象者の属する世帯員が所有する資産の合計額(土地・建物、預金、有価証券、貸付金、借入金等の額を資産状況等申告書(様式第1号)により申告し、相殺した額をいう。)が、1,200万円を超えないこと。
- (3) 補助対象者の属する世帯の主たる生計維持者の前年度所得金額が460万円を超えないこと。
- (4) 過去に本制度により補助金を受けたことがないこと、又は過去に本制度により補助金を受けた世帯員がいないこと。
- (5) 抵当権を設定している場合は、抵当権設定者や複数の権利者から同意を得ていること。
- (6) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- 3 前項の規定にかかわらず、補助対象空き家が複数人の共有である場合は、当該共有者全員から補助対象空き家の解体撤去工事についての同意を得られること。

【その他記載欄】